

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

今から考えてみませんか？ デジタル終活

～スマホの中の“見えない契約”で、のこされた家族が困らないために～

スマートフォンやパソコン等が普及した現代社会ならではの遺品として、「デジタル遺品」があります。デジタル遺品の定義はありませんが、故人がネット上に保有していた資産のデータのほか、サブスクを契約していた場合のアカウントなどがそう呼ばれています。国民生活センターに寄せられるデジタル遺品に関する相談の中には、遺族が契約内容の確認や解約をしたくても、ID やパスワードの手掛かりがないために手続きに困るケースが見られます。

【国民生活センター相談事例】

- ・故人が利用していたネット銀行の手続きをしたいが、スマホを開けず契約先がわからない。
- ・コード決済サービス事業者の相続手続きが1か月以だって終わらない。
- ・故人が契約したサブスクの請求を止めたいが、ID やパスワードがわからない。

【相談事例から見える特徴】

- ・故人のスマホやパソコン等のロックを第三者が解除することは困難
- ・ネット上の資産は本人以外が実態を把握することが難しく、相続手続きに時間が掛かる。
- ・サブスクは解約手続きをしない限り請求が続く。

家族にトラブルをのこさないための事前の対策

【対策1】

スマホのパスワードを
書いた紙を保管しておく

簡単に見られないよう
修正テープでマスキング



【対策2】

契約中のサービスの
ID・パスワードを
整理しておく



【対策3】

エンディングノート
を活用する



【対策4】

自分が亡くなった後
スマホのアカウントに
アクセスできる人を
指名しておく



故人アカウントに
関するサービスを
チェック

消費者センターの『出前講座』『出前寸劇』を活用してみませんか

苫小牧市消費者センターでは、悪質商法や特殊詐欺などの被害の未然防止を目的に「出前講座」「出前寸劇」を行っています。

全国で多発している悪質な電話勧誘や保険料の還付金詐欺などの事例を基に、注意点などをわかりやすく解説します。費用は、無料です！申込みは、5名以上の団体やグループで。詳細は、消費者センターまでお問合せください。



『出前講座』



『出前寸劇』

消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ

住所：苫小牧市若草町 3-3-8 市民活動センター 3階

受付：平日 8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで

電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



『訪問販売お断り』ステッカーを活用してみませんか

北海道消費生活条例では、「訪問販売お断り」ステッカーを貼っている家への訪問を禁止しています。

訪問販売による被害を防ぐには、このステッカーを貼ることも一つの方法です。

ご希望の方は、市民生活課又は消費者センターまでご連絡ください。

〔お問合せ〕

苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当

住所：若草町 3丁目 3番 8号 市民活動センター 3階

電話：32-6306



とま子ヨッパ